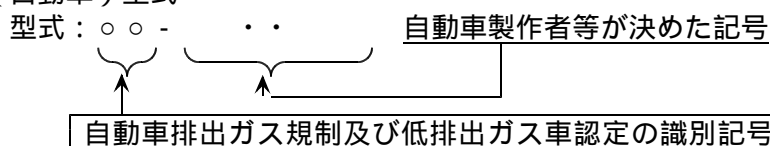


2. 用語の解説等

(1) (自動車) 型式



・ガソリン（L P ガス）乗用車

G F	平成10年アイドリング規制に適合させたもの
G H	平成12年規制に適合させたもの
H K	平成10年アイドリング規制に適合させたハイブリッド車
H N	平成12年規制に適合させたハイブリッド車
T A	平成12年基準排出ガス25%低減レベルのもの
L A	平成12年基準排出ガス50%低減レベルのもの
U A	平成12年基準排出ガス75%低減レベルのもの
X A	平成12年基準排出ガス25%低減レベルのハイブリッド車
Y A	平成12年基準排出ガス50%低減レベルのハイブリッド車
Z A	平成12年基準排出ガス75%低減レベルのハイブリッド車
A B A	平成17年規制に適合させたもの
A A A	平成17年規制に適合させたハイブリッド車
C B A	平成17年基準排出ガス50%低減レベルのもの
D B A	平成17年基準排出ガス75%低減レベルのもの
C A A	平成17年基準排出ガス50%低減レベルのハイブリッド車
D A A	平成17年基準排出ガス75%低減レベルのハイブリッド車

・ディーゼル乗用車

K E	平成9年規制に適合させたもの（車両重量1265kg 以下）
K H	平成10年規制に適合させたもの（車両重量1265kg 超）
K N	平成14年規制に適合させたもの（車両重量1265kg 超）

・ガソリン貨物車

G C	平成10年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 超2.5 t 以下）
G D	平成10年規制に適合させた軽自動車
G G	平成10年アイドリング規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 以下）
G J	平成12年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 以下）
G K	平成13年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下）
T B	平成12年基準排出ガス25%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 以下）
L B	平成12年基準排出ガス50%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 以下）
U B	平成12年基準排出ガス75%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 以下）
T C	平成12年基準排出ガス25%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下）
L C	平成12年基準排出ガス50%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下）
U C	平成12年基準排出ガス75%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 超3.5 t 以下）
T E	平成12年基準排出ガス25%低減レベルの 軽自動車
L E	平成12年基準排出ガス50%低減レベルの軽自動車
U E	平成12年基準排出ガス75%低減レベルの軽自動車
A B E	平成17年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 以下）
C B E	平成17年基準排出ガス50%低減レベルのもの（車両総重量1.7 t 以下）
G B D	平成17年基準排出ガス50%低減レベルの軽自動車

・ディーゼル貨物車

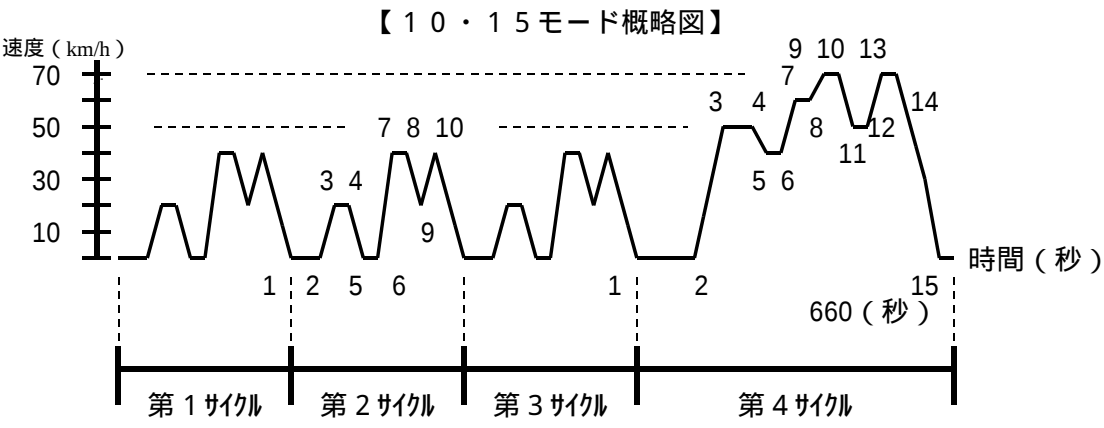
K E	平成9年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 以下）
K F	平成9年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 超2.5 t 以下のMT車）
K J	平成10年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 超2.5 t 以下のAT車）
K P	平成14年規制に適合させたもの（車両総重量1.7 t 以下）

(2) 変速装置の型式及び変速段数

(略号)

C V T	自動無段変速機
3 A T	前進 3 段式自動変速機
4 A T	前進 4 段式自動変速機
5 A T	前進 5 段式自動変速機
6 A T	前進 6 段式自動変速機
3 A T × 2	前進 3 段式自動変速機（副変速機付）
4 A T × 2	前進 4 段式自動変速機（副変速機付）
4 M T	前進 4 段式手動変速機
4 M T × 2	前進 4 段式手動変速機（副変速機付）
5 M T	前進 5 段式手動変速機
5 M T × 2	前進 5 段式手動変速機（副変速機付）
6 M T	前進 6 段式手動変速機
E	電子制御式
L T C	ロックアップ機構付トルクコンバータ

(3) エネルギー消費効率 (km/l)
10・15モード走行パターン(図参照) により運転して測定したときの燃費を記載しています。



図中 番号	速 度	時間 (秒)
1	アイドリング	2 0
2	加速 0 → 2 0 km/h	7
3	一定速 2 0 km/h	1 5
4	減速 2 0 → 0 km/h	7
5	アイドリング	1 6
6	加速 0 → 4 0 km/h	1 4
7	一定速 4 0 km/h	1 5
8	減速 4 0 → 2 0	1 0
9	一定速 2 0 km/h 加速 2 0 → 4 0	2 1 2
1 0	減速 4 0 → 2 0 減速 2 0 → 0 km/h	1 0 7

【 第 1 サイクル ~ 第 3 サイクル 】

(注) 10 ・ 15モード法：
日本の都市交通の走行実態を反映させた
もので、シャシダイナモメータ上でこの
モードに沿って自動車を走らせ、排出ガ
スを測定するもの。10モードを3サイク
ルに15モード1サイクルを加えた4サイ
クルで測定。

図中 番号	速 度	時間 (秒)
1	アイドリング	6 5
2	加速 0 → 5 0 km/h	1 8
3	一定速 5 0 km/h	1 2
4	減速 5 0 → 4 0	4
5	一定速 4 0 km/h	4
6	加速 4 0 → 6 0	1 6
7	一定速 6 0 km/h	1 0
8	加速 6 0 → 7 0	1 1
9	一定速 7 0 km/h	1 0
1 0	減速 7 0 → 5 0	1 0
1 1	一定速 5 0 km/h	4
1 2	加速 5 0 → 7 0	2 2
1 3	一定速 7 0 km/h	5
1 4	減速 7 0 → 3 0 減速 3 0 → 0	2 0 1 0
1 5	アイドリング	1 0

【 第 4 サイクル 】

(4) 1 km 走行における C O₂ 排出量 (g - C O₂ / km)

1 0 ・ 1 5 モード燃費を 1 km 走行における C O₂ 排出量に換算したものです。

○ ガソリン車

$$1 \text{ km 走行当たりの C O}_2 \text{ 排出量 (g - C O}_2 \text{ / km)} = (1 \div \text{I 値}^* - \text{消費効率値 (km/ℓ)})^{\text{注}^1} \times 34.6 \text{ (MJ/ℓ)}^{\text{注}^2} \times 67.1 \text{ (g-C O}_2 \text{ / MJ)}^{\text{注}^3}$$

○ ディーゼル車

$$1 \text{ km 走行当たりの C O}_2 \text{ 排出量 (g - C O}_2 \text{ / km)} = (1 \div \text{I 値}^* - \text{消費効率値 (km/ℓ)})^{\text{注}^1} \times 38.2 \text{ (MJ/ℓ)}^{\text{注}^4} \times 68.6 \text{ (g-C O}_2 \text{ / MJ)}^{\text{注}^5}$$

○ L P ガス車

$$1 \text{ km 走行当たりの C O}_2 \text{ 排出量 (g - C O}_2 \text{ / km)} = (1 \div \text{I 値}^* - \text{消費効率値 (km/ℓ)})^{\text{注}^1} \times 28.1 \text{ (MJ/ℓ)}^{\text{注}^6} \times 59.8 \text{ (g-C O}_2 \text{ / MJ)}^{\text{注}^7}$$

注 1 : I 値^{*} - 消費効率値の 1 km 走行当たりの燃料使用量 (ℓ / km)

注 2 : ガソリン 1 ℓ 当たりの発熱量 (MJ/ℓ)

注 3 : ガソリンの発熱量当たりの C O₂ 排出原単位 (g-C O₂ / MJ)

注 4 : 軽油 1 ℓ 当たりの発熱量 (MJ/ℓ)

注 5 : 軽油の発熱量当たりの C O₂ 排出原単位 (g-C O₂ / MJ)

注 6 : L P ガス 1 ℓ 当たりの発熱量 (MJ/ℓ)

注 7 : L P ガスの発熱量当たりの C O₂ 排出原単位 (g-C O₂ / MJ)

(5) 主要燃費向上対策

(略 号)

L	ガソリンリーンバーンエンジン
D	直噴エンジン
V	可変バルブタイミング機構
C	自動無段変速機
H	ハイブリッド自動車
I	アイドリングストップ装置
P	高圧噴射
M C	ミラーサイクル
C Y	気筒休止
F I	電子制御式燃料噴射
B	充電制御
T C	過給器
I C	インタークーラー
E P	電動パワーステアリング又は電動油圧パワーステアリング

(6) 主要排出ガス対策

(略 号)

E G R	排出ガス再循環装置
C C O	酸化触媒装置
3 W	三元触媒装置
A I	二次空気噴射装置
A S	二次空気供給装置

(7) 駆動形式

(略 号)

F	前輪駆動車
R	後輪駆動車
A	全輪駆動車

(8) その他欄

車のタイプ又は、同一型式においてL値^{*}-消費効率の違う要因が変速装置の型式及び変速段数、車両重量、主要燃費向上対策、自動車の構造、主要排出ガス対策以外にある場合は、その要因となっている主な事項を記載しています。

(9) 低排出ガス認定レベル

	平成12年基準に対し有害物質を 2 5 % 以上低減させた自動車
	平成12年基準に対し有害物質を 5 0 % 以上低減させた自動車
	平成12年基準に対し有害物質を 7 5 % 以上低減させた自動車
_____	平成17年基準に対し有害物質を 5 0 % 以上低減させた自動車
_____	平成17年基準に対し有害物質を 7 5 % 以上低減させた自動車